

# 安全データシート

飼料添加物

硫酸亜鉛（乾燥）

バイオ科学株式会社  
徳島県阿南市那賀川町工地 246-1  
TEL : 0884-42-3090 FAX : 0884-42-3092  
作成年月日 : 2022 年 4 月 27 日

1. 化学品名 硫酸亜鉛（乾燥）

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性

火薬類

分類対象外

可燃性・引火性ガス

分類対象外

可燃性・引火性エアゾール

分類対象外

支燃性・酸化性ガス

分類対象外

高压ガス

分類対象外

引火性液体

分類対象外

可燃性固体

区分外

自己反応性化学品

区分外

自然発火性液体

分類対象外

自然発火性固体

区分外

自己発熱性化学品

区分外

水反応可燃性化学品

区分外

酸化性液体

分類対象外

酸化性固体

分類できない

有機過酸化物

分類対象外

金属腐食性物質

分類できない

健康に対する有害性

急性毒性（経口）

区分 4

急性毒性（経皮）

分類できない

急性毒性（吸入・ガス）

分類対象外

急性毒性（吸入・蒸気）

分類できない

急性毒性（吸入・粉じん）

分類できない

皮膚腐食性・刺激性

分類できない

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性

区分 1

呼吸器感作性

分類できない

皮膚感作性


区分外

生殖細胞変異原性

区分 2

発がん性

分類できない

環境に対する有害性	生殖毒性 特定標的臓器・全身毒性 (単回暴露) 特定標的臓器・全身毒性 (反復暴露) 吸引性呼吸器有害性 水生環境急性有害性 水生環境慢性有害性	区分2 区分1 (腎臓、 肝臓、呼吸器) 区分1 (膵臓、 副腎、血管系) 分類できない 区分1 区分1
ラベル要素 絵表示または シンボル		
注意喚起語 危険有害性情報	危険 警告 飲み込むと有害 重篤な眼の損傷 遺伝性疾患のおそれの疑い 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い 臓器 (腎臓、肝臓、呼吸器) の障害 長期または反復暴露による臓器 (膵臓、副腎、血管系) の 障害	
注意書き	水生生物に非常に強い毒性 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性 <b>【安全対策】</b> 防じんマスクの着用。 安全眼鏡の着用。 保護手袋の着用。 保護衣の着用。 <b>【救急措置】</b> 眼に入った場合、多量の水で洗い流し、必要があれば、医 師の手当てを受ける。 皮膚に付着した場合、石けん水で洗浄し、多量の水にて洗 い流す。 吸入した場合、鼻をかみ、うがいをする。必要があれば医 師の手当てを受ける。 飲み込んだ場合、多量のぬるま湯、または薄い食塩水で胃 を洗浄し、医師の手当てを受ける。 <b>【保管】</b> 容器は、密閉して一定の場所を定めて保管する。鍵を掛け られる倉庫が望ましい。水に濡らさないこと。直射日光を 避け、夏季は冷所保管が望ましい。 <b>【廃棄】</b> 特定の業者に委託する。	

3. 組成及び成分情報
- |                       |                                       |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 単一製品・混合物の区分           | 単一製品                                  |
| 化学名                   | 硫酸亜鉛一水塩<br>(Zinc sulfate monohydrate) |
| 成分及び含有量               | Zn : 36%以上、 ZnSO <sub>4</sub> : 89%以上 |
| 化学式又は構造式              | ZnSO <sub>4</sub> ·H <sub>2</sub> O   |
| 官報公示整理番号<br>(化審法・安衛法) | 1-542                                 |
| CAS No.               | 7446-19-7 (7733-02-0)                 |
| 化学物質管理促進法<br>(PRTR 法) | 第 2 条/第一種指定化学物質/1 号/亜鉛の水溶性化合物         |
| 毒物及び劇物取締法             | 第 2 条/別表第 2/劇物                        |
4. 応急措置
- |           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 吸入した場合    | 鼻をかみ、うがいをする。必要があれば医師の手当てを受ける。      |
| 皮膚に付着した場合 | 石けん水で洗浄し、多量の水にて洗い流す。               |
| 眼に入った場合   | 多量の水で洗い流し、必要があれば、医師の手当てを受ける。       |
| 飲み込んだ場合   | 多量のぬるま湯、または薄い食塩水で胃を洗浄し、医師の手当てを受ける。 |
5. 火災時の措置
- |      |  |
|------|--|
| 消火方法 | 燃焼性はない。可能であれば容器を火災区域から移動させる。不可能な場合には容器及び周囲に散水して冷却すると同時に、溶出品を石灰などのアルカリで中和し回収する。 |
|------|--|
6. 漏出時の措置
- |                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 除去方法・<br>除去作業に関する注意<br>及び二次災害の防止策 | 破袋の場合は、飛散したものをできるだけ回収する。<br>水に溶けた場合、溶液を回収し、中和剤により沈殿させ、<br>廃水処理を行う。 |
|-----------------------------------|--|
7. 取り扱い及び保管上の注意
- |      |  |
|------|--|
| 取り扱い | 取り扱い中は必要に応じて防じんマスク、保護手袋、保護衣類を着用する。                                   |
| 保管   | 容器は、密閉して一定の場所を定めて保管する。鍵を掛けられる倉庫が望ましい。水に濡らさないこと。直射日光を避け、夏季は冷所保管が望ましい。 |
8. 暴露防止及び保護措置<sup>3</sup>
- |      |                    |
|------|--------------------|
| 許容濃度 | 鉱物性粉じんの管理濃度に準ずる。   |
| 設備対策 | 取り扱い場所に局所排気装置を設ける。 |
| 保護具  | 前記の取り扱い注意に準ずる。     |

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的形狀、形（外観）	白色粉末
臭い	なし
沸点	— °C
融点	— °C
初留点	— °C
蒸気圧	— Pa (°C)
揮発性	—
真比重	—
嵩比重	—
溶解度	水：36.49w%（25°C飽和水溶液 100g 中の無水化合物の質量） グリセリンに溶解。アルコールに不溶。
その他	約 200°Cですべての結晶水を失う。500°C以上で分解する。

## 10. 安定性及び反応性

安定性・反応性	乾燥大気中で風化し、結晶水を失いやすい。 湿潤大気中で潮解しやすい。 引火性、発火性、可燃性、爆発性なし。 大気中の水分の存在により酸性反応が強くなり、鉄などの金属を腐食する。 水溶液は酸性を示し、鉄などの金属を腐食する。また、アルカリと中和反応を起こす。
引火点	— °C
発火点	— Pa(°C)
爆発限界	
上限	— %
下限	— %
発火性（自然発火性、水との反応性）	—
酸化性	—
自己反応性・爆発性	—
その他	「2. 危険有害性の要約 GHS 分類 物理化学的危険性」を参照

## 11. 有害性情報

急性毒性	(LD <sub>50</sub> ) 1,180mg/kg（マウス：経口/7 水塩）
慢性毒性	腎炎所見（7 水塩 1,000ppm/食餌 21 ヶ月/ラット）
皮膚腐食性・刺激性	薬傷をおうことがある。
刺激性	眼など粘膜についた場合、強い痛みを伴う刺激性がある。
がん原性	異常を認めない
催奇形性	異常を認めない
その他	「2. 危険有害性の要約 GHS 分類 健康に対する有害性」を参照

- |   |   |
|---|---|
| 12. 環境影響情報  |   |
| 水生環境急性有害性   | 区分1<br>水生生物に非常に強い毒性                     |
| 水生環境慢性有害性   | 区分1<br>長期的影響により水生生物に非常に強い毒性             |
| 13. 廃棄上の注意  | 特定の業者に委託する。                             |
| 14. 輸送上の注意  | 破損しにくい容器に入れて輸送する。<br>破袋などした場合は漏出品を回収する。 |
| 15. 適用法令  |   |
| 労働安全衛生法   | 該当する                                    |
| 化学物質管理促進法<br>（PRTR法）  | 第2条 第一種指定化学物質/1号/亜鉛の水溶性化合物              |
| 毒物及び劇物取締法   | 該当する                                    |
| 水質汚濁防止法   | 該当する                                    |
| 危険物の規制に関する<br>政令別表第1及び同令<br>別表第2の自治省令で<br>定める物質及び数量を<br>指定する省令（消防法<br>に基づく届出義務） | 該当する                                    |

<引用文献>

- ・ 飼料品質改善協議会 プレミックス研究所 安全データシート集 硫酸亜鉛（乾燥）（第3版）
- ・ 作業環境評価基準（昭和63年9月1日労働省告示第79号）
- ・ 食品添加物公定書解説書（1987年）
- ・ 13197の化学商品（化学工業日報社）
- ・ 毒物劇物取扱いの手引き（時事通信社）
- ・ 毒物劇物取扱必携（長野県衛生部薬務課）
- ・ 1万3千種化学薬品毒性データ集成（海外技術資料研究所）
- ・ 産業中毒便覧（医歯薬出版）
- ・ 飼料品質改善協議会 プレミックス研究会編集 硫酸亜鉛（乾燥）（第3版）
- ・ （独）製品評価技術基盤機構 GHS 分類結果 硫酸亜鉛、ID247
- ・ 日本化学工業協会化学物質安全性評価シート